

平成30年度事業報告

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

当連合会は、法人会の事業活動の基本である税知識の普及、納税意識の高揚、税の提言はもとより、地域の企業や社会への貢献を目的とする活動及びその支援に注力し、また公益財団法人全国法人会総連合（全法連）よりの各法人会事務委託等の助成事業を行った。県下6法人会及び関係諸官庁・他団体との連携を密に行うなかで、法人会の円滑な運営に努めた。

<継続事業>

法人会が行う税を巡る活動並びに地域企業や社会に資する諸活動及びその支援事業

1. 税知識の普及、納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 小学生の「税に関する作文」「絵はがきコンクール」実施の情宣と後援

全国法人会総連合と連携しての情宣・参加賞等の購入を手配（蛍光ペン1,800本、図書カード60枚）、「絵はがきコンクール」県連会長賞の選考・表彰などを行った。

平成30年度「税に関する作文」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	55 校	36 校	329 枚	18 件
阿波麻植法人会	21 校	19 校	422 枚	11 件
阿南法人会	33 校	14 校	289 枚	8 件
鳴門法人会	30 校	24 校	448 枚	25 件
脇町法人会	11 校	8 校	86 枚	6 件
池田法人会	18 校	10 校	48 枚	3 件
計	168 校	111 校	1,622 枚	71 件

主催：徳島県下各法人会

共催：徳島県

後援：徳島県下各租税教育推進協議会・徳島県法人会連合会

平成30年度「税に関する絵はがきコンクール」

	応募依頼校 (小学校数)	応募実績 (小学校数)	応募実績 (応募枚数)	入賞件数
徳島法人会	55 校	16 校	191 枚	20 件
阿波麻植法人会	21 校	11 校	203 枚	11 件
阿南法人会	33 校	10 校	274 枚	10 件
鳴門法人会	30 校	16 校	375 枚	21 件
脇町法人会	11 校	5 校	64 枚	5 件
池田法人会	18 校	6 校	40 枚	5 件
計	168 校	64 校	1,147 枚	72 件

主催：徳島県下各法人会・全国法人会総連合

後援：国税庁・徳島県法人会連合会

(2) 租税教育及びその支援活動（小学校の出前授業ほか）

税を身近に考え意識してもらう事を目的として行われる、徳島県下小学校への出前授業を支援している。徳島県租税教育推進協議会と連携し、平成30年度は、「暮らしを支える税」のメッセージ入りメモ帳を作成し、徳島県下の小学生6年生を対象に約7,200冊を配布した。

(3) 税を考える週間等の法人会広報活動

税を考える週間に合わせて、法人会メッセージの発信を行った。

新聞広告活動（平成30年11月11日）徳島新聞 朝刊掲載

～平成30年度法人会メッセージ～

『税を味方に、強い経営を。企業を支える80万社の経営者ネットワーク』

ラジオCM広報活動（平成30年11月12日～16日）エフエム徳島 20秒×15回

全法連法人会ラジオCMをスポット放送

～【経営者ネットワーク】篇～

NA：経営者のみなさまにお知らせです。

法人会は、税に強だけでなく

80万社の経営者の人脈で

新しいビジネスの可能性が広がる経営者ネットワークです。

税を味方に、強い経営を。

法人会です。

(4) e-Tax 利用促進およびマイナンバー制度についての情宣活動

講演会、研修会、ホームページなどで周知のためのPR活動を行った。

理事会・委員会では、継続して e-Tax およびマイナンバー制度についての理解と利用促進を呼びかけており、県下の e-Tax 役員企業利用率(平成 31 年 1 月調査)は、94.2%と高い数値となっている。

2. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(1) 税制に関する法人研修会

調査課所管法人税務研修会(平成 31 年 3 月 12 日)

「平成 31 年度税制改正大綱の概要について」ほか 講師：高松国税局 調査査察部長 他 2 名	場所：阿波観光ホテル
---	------------

(2) 税制改正に関する提言活動・税制税務委員会での集約・全法連全国大会での情報収集及び発信等
全法連「法人会全国大会(鳥取大会)」(平成 30 年 10 月 11 日)での「税制改正提言」発表を受けて趣旨確認後、徳島県選出国會議員並びに地方自治体に対して要望活動を実施した。

税制委員会(平成 30 年 6 月 19 日)

徳島県連 「平成 31 年度税制改正に関する要望事項」集約、作成	場所：阿波観光ホテル
-------------------------------------	------------

国會議員に対する要望活動

(敬称略)

議員名	所属党名	面接者 氏名	要望活動 実施者	要望活動 実施日	要望活動 方法
後藤田 正純	自由民主党	本人	税制委員長 ・専務理事	平成 30 年 11 月 24 日	持参
山口 俊一	自由民主党	本人	税制委員長 ・専務理事	平成 30 年 10 月 26 日	持参
福山 守	自由民主党	本人	税制委員長 ・専務理事	平成 30 年 10 月 19 日	持参
中西 祐介	自由民主党	本人	税制委員長 ・専務理事	平成 30 年 11 月 30 日	持参
三木 亨	自由民主党	本人	税制委員長 ・専務理事	平成 30 年 12 月 1 日	持参

対象自治体名 ・役職名	面接者 役職	面接者 氏名	要望活動 実施者	要望活動 実施日	要望活動 方法
徳島県 ・徳島県知事	本人	飯泉 嘉門	会長・税制委員長 ・専務理事	平成30年 10月17日	持参
徳島県 ・県議会議長	本人	重清 佳之	会長・税制委員長 ・専務理事	平成30年 10月17日	持参

(注) その他、県下単位会においては対象となる自治体7団体に対して要望活動を実施。

平成31年度税制改正要望書

一般社団法人徳島県法人会連合会

2018.6.19

1. 総論

平成30年度の税制改正は、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の回復の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、法人税については、賃上げや生産性向上のための所得拡大促進税制の見直し等が行われた。

また、中小企業の世代交代を促進するため、事業承継税制について、10年間の特例措置として抜本的な拡充が行われている。

国の平成30年度予算は、一般会計の規模が平成29年度当初予算と比べ2,581億円増の97兆7,128億円となり、6年連続で過去最大を更新した。税収は、景気回復により前年度と比べ1兆3,670億円増の59兆790億円となるが、税収が当初予算で59兆円を超えるのは平成5年度以来25年ぶりとなる。新規国債発行額は、前年度に比べ6,776億円減の33兆6,922億円となり、公債依存度は、前年度と比べ0.8%減の34.5%となった。この結果、基礎的財政収支は▲103,902億円の赤字となり前年度に比べ▲4,511億円改善している。

国は財源不足を補うため、毎年多額の国債発行を行ってきており、平成30年度末における国及び地方の長期債務残高は、1,107兆円(対GDP比196%)に達する見込で、主要先進国中最悪の水準となり極めて深刻な状況にある。

そのため、政府は、「国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化し、その後、国と地方の長期債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」財政健全化目標を設定していたが、平成29年6月、「基礎的財政収支の黒字化と同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す」との見直しを行った。

平成29年9月衆議院解散に当たり、安倍総理は、平成31年10月に予定されている消費税率引上げ分のうち、国債の償還に充てる分を子育て支援に廻すとしたため、財政健全化が遠のくこととなり、2020年度までに達成するとした財政健全化は先送りされることとなった。

なお、平成30年1月に内閣府から提出された「中長期の経済財政に関する試算」では、「成長実現ケース」においても、2020年度の国・地方の基礎的財政収支は、▲10.8兆円(対GDP比▲1.8%)の赤字となり、基礎的財政収支が黒字化するのは2027年度となる見通しとなっている。

財政健全化を着実に進めるためには、基礎的財政収支対象経費の抑制を図ることが不可欠であり、社会保障制度改革を始め歳出構造の抜本的改革が必要である。

我が国経済は、景気回復局面が6年目に入り、企業業績は堅調に推移しているものの実質賃金や消費は伸び悩み、回復の実感が乏しく、地方の中小・零細企業は依然として厳しい状況にある。中小企業は地域経済の担い手であり、地方の中小企業の活性化に資する税制が是非とも必要である。以下要望事項を明記したので、実現を期していただきたい。

2. 税・財政改革等基本的な課題に対する意見、要望

(1) 社会保障と財政健全化について

平成30年度予算における社会保障関係費は、薬価制度の抜本改革等により「経済・財政再生計画」の目標どおり約5,000億円の増加に抑えられたが、団塊世代が後期高齢者になる2025年に向けて社会保障費の膨張は避けられないことから財政健全化のカギを握るのが、増加し続ける社会保障関係費をいかに抑制するかである。特に増加が著しい年金、医療、介護について「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに適正な負担を求めるなど給付と負担の抜本的な見直しを行うとともに、財源確保のうえから2019年10月の消費税率引き上げを確実に実施すること。

(2) 徹底した行財政改革について

消費税増税で国民に負担を求めており、為政者自身も身を切る改革をする必要がある。民間企業は血のにじむような企業努力をしており、政府においても、公務員の人員削減や人件費削減・国会議員や地方議員の大胆な定数削減及び報酬削減、特別会計と独立行政法人の無駄の削減等行財政改革を断行し、無駄な歳出は徹底的に排除すること。

(3) 社会保険料負担について

社会保険方式を中心としている我が国の社会保障制度において、企業は事業主負担という形で社会保険料を拠出しており、その総額は、2017年度予算で32.0兆円（2016年度30.7兆円）と社会保障給付費の27.8%を占めている。中小企業の7割が欠損法人という厳しい経営環境の中、毎年一方的に引き上げられる社会保険料負担は極めて重いものがある。特に、健康保険料の中で、組合員の医療費と直接関係のない高齢者医療への支援金が増加しているが、これは高齢者への所得の再配分であり、本来は税で賄うべきものである。

これ以上の負担増は、企業の活力が失われ経済全体にとってマイナスとなるので、早急に見直しを図ること。

(4) 消費税について

1) 消費税率10%への引き上げ

消費税率10%への引き上げは、財政健全化のため不可欠であり、2019年10月に確実に実施すること。また、そのための経済環境の整備に努めること。

2) 価格転嫁対策

価格転嫁対策特別措置法により対策を講じているが、いまだ十分とは言えない状況にある。立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、より実効性の高い転嫁対策を行うこと。

3) 益税の解消について

消費税制度における「簡易課税制度」や「事業者免税点制度」については、徴税コスト最小化

の観点から設けられているが、問題が多く是正すること。

①簡易課税制度

多くの適用事業者は、本則で消費税納税額を計算するとともに、「みなし仕入れ率」で計算した場合と比較して、有利な方で納税している状況にあり、これにより1,500億円程度の益税が生じていると推計されている。これを防止するため、平成16年から据え置かれている簡易課税制度の適用上限額（5000万円）を大幅に引き下げるべきである。

②事業者免税点制度

事業者免税点制度は、年間売上高が1,000万円以下の事業者について適用されているが、免税事業者は個人を中心に500万事業所を超えるといわれ、この制度による益税額は4,000億円程度と推計される。

そのため免税事業者の適用範囲を縮小することが必要である。

消費税率が10%になれば、この益税額はますます大きくなるので、早急に対応すること。

(5) マイナンバー制度

平成28年1月からマイナンバーの運用が開始されたが、カード交付率は9.6%（平成29年8月末現在）と低調であり、国民に受け入れられたとは言い難い。国においては、国民の利便性を高める観点からの利用法を積極的に構築すべきである。また、情報の漏洩等により、国民に多大な不安を与えていることから、国民に信頼される制度とすること。

3. 税目別課題に対する個別要望

(1) 法人税制

1) 法人税の税率の引き下げ

我が国の法人実効税率は20%台が実現したが、欧州（OECD平均24.98%）、アジア諸国（平均22.17%）に比較してまだ高い水準にあり、アメリカ合衆国も21%に引き下げられたところである。わが国企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税率の更なる引き下げを行い、早期に欧州・アジア主要国並みの実効税率とするよう求める。

2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に影響を及ぼさないこと。

3) 中小法人に対する軽減税率の見直し

中小法人に対する法人税の軽減税率の特例15%を、時限措置（平成30年度末まで）ではなく本則化すること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。また、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円まで引き上げるよう求める。

4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について

少額減価償却資産の取得価額を30万円とし、損金算入額の上限（年間取得合計額300万円）を撤廃するよう求める。

5) 南海トラフ巨大地震による被害から復興・再生を図るための実効性のある措置について

南海トラフの巨大地震が近い将来、日本列島を襲うことが予測されており、被災地域の企業は甚大な被害を受け、サプライチェーンが分断され、国内経済に大きな影響を与えることが懸念される。このため、企業においては、事業継続計画（BCP）の策定等を通じ、

出来る限り早く事業活動を復旧する方策を予め検討しておく事が重要であり、徳島県においては、企業のBCP策定について積極的に支援策を講じている。

そこで、一日も早い復興・再生を図るため、事業継続計画（BCP）を策定・運用している中小企業について、

- ① 必要な資金を準備金として積み立てた場合、その積立額を損金算入可能とすること。
 - ② 準備金を取り崩して再開投資を行う場合、特別償却を可能とすること。
- 以上の税制上の措置を講じること。

（2）事業承継税制

平成30年度税制改正において、中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制について、10年間の特例措置として、抜本的に拡充されており、評価できるものである。

しかしながら、改正前に通常の相続手続きをした事業継承者は、株式の相続などで相当額の相続税を納めており、余りにも均衡を失っている。

そのため、少なくとも改正前5年以内の事業継承者については、何らかの税優遇措置を講じることを望む。

また、欧米諸国においては、「事業承継を優先させる」ことを主眼とし、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を控除あるいは軽減する税制となっている。わが国においても欧米諸国並みの本格的な事業承継税制の創設を求めるものである。

（3）相続税・贈与税

- 1) 資産の世代間移転とその有効活用による経済の活性化の観点から、贈与税の基礎控除額の引き上げ及び、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）の引き上げを求める。
- 2) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円について、昭和63年以来据えおかれているので、3,000万円に引き上げるよう求める。
- 3) 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人当たり500万円とされているが、昭和63年以来据え置かれているので、1,000万円まで引き上げるよう求める。

（4）個人所得税制

1) 所得税と住民税

我が国の個人所得課税は、各種控除の拡充などにより課税ベースが狭いうえに、度重なる減税によって税率が引き下げられた結果、「課税ベースが狭く税率も低い」という世界に類を見ない特異な型となっているため、税負担はきわめて低く、現在、就業者のうち非納税者は約3割を占めている。所得税及び住民税は、国と地方の基幹税であり、財源調達機能を回復するためにも「課税ベースを広げる」ことにより国民が広く公平に負担するという原則に立ち返るべきである。

また、個人住民税は、行政サービスの対価としての応益性の原則から均等割りを引き上げるとともに、所得割は前年所得を基準としているための問題点もあり、所得税と同様に現年課税とすることを求める。

2) 各種控除制度の見直し

各種控除については、社会構造の著しい変化に伴い、世帯の類型や就労形態が大幅に変

化・多様化しているため、合理的なものに見直すべきである。

(5) 地方の税制

1) 固定資産税

固定資産税は、長期的な地価の下落にもかかわらず負担額が高いため、評価方法及び課税方式の抜本的見直しを求める。

- ① 土地の評価は収益還元価格で評価すること
- ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す
- ③ 償却資産については、非課税の範囲を少額減価償却資産（30万円）と同額とする。

(6) その他

1) 電子申告

法人税、所得税のマイナンバーカードによる電子申告（e-Tax）については、ICカードリーダーライターを買い替える必要があり、普及の遅れの一因となっていると思われる。そのため、過去に実施された電子証明書等特別控除制度の復活を求めるものである。

また、電子申告利用者の一層の利便性向上のため、地方税の電子申告（e L Tax）との統一的な運用を図るべきである。

2) 印紙税の廃止について

電子取引の拡大などペーパーレス化が急速に進行していく中で、文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止することを求める。

4. 地方の個別の税制課題に対する要望

(1) 事業承継税制の贈与税における贈与者の要件について

現行の税優遇制度を受けるには、先代経営者が代表権を喪失することが要件となっているが、信用力の観点で、金融機関等から先代経営者の代表権維持を要望されることがあり、企業が事業承継をためらう要因ともなっている。

そのため、事業承継税制の認定要件である、先代経営者の代表権喪失要件について、年次報告が必要な5年間は、代表権を維持することができるようにすること。

(2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換について

認定長期優良住宅のうち、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の要件を満たす住宅については、更なる税の軽減措置を講じること。

- 1) 不動産取得税 控除額の限度額を1,500万円に
- 2) 固定資産税 新築後の減額期間を7年度分に

(3) 耐震改修促進税制について

「耐震改修促進税制」の適用対象となる既存住宅の要件について、現行、「昭和56年5月31日以前に建築された住宅」を「平成12年5月31日以前に建築された住宅」まで拡充すること。

以上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。・中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。	<ul style="list-style-type: none">・中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。・中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。

【その他】

1. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。

2. ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。

3. 地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 文化事業団体や義援金の寄附活動

実施なし

(2) 講演会・研修会等の開催及び各種後援活動

研修講演会の開催

平成30年5月10日(木) 徳島県法人会青年部会連絡協議会 会員交流会議 研修講演会

演 題 「IR誘致について」 講 師 鳴門IR健康保養誘致協議会 会長 中西 昭憲 氏、理事 藤田 恭正 氏	阿波観光ホテル 30名
演 題 「海洋療法について」 講 師 北海道大学名誉教授医学博士 阿岸 祐幸 氏	

平成30年5月17日(木) 徳島県法人会女性部会連絡協議会 会員交流会議 研修講演会

演 題 「日本橋高島屋コンシェルジュに学ぶ最高のおもてなし」 ～人の心を動かす「気遣い力」とは～ 講 師 (株)高島屋日本橋店 総務部顧客グループ担当部長 コンシェルジュ 敷田 正法 氏	阿波観光ホテル 35名
--	----------------

平成30年6月26日(火) 通常総会 研修講演会

演 題 「明治維新150年」から学ぶ 日本経済の展望 講 師 大阪経済大学客員教授 経済評論家 岡田 晃 氏	阿波観光ホテル 65名
---	----------------

(3) 地域団体・諸活動との連携

平成30年7月6日(金)～8日(日)

後援：「がんを知る教室」 (主催：アフラック生命保険(株)) イオンモール徳島1F UZUコート

4. 法人会が行う税を巡る諸環境並びに地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業

平成30年度 単位会別研修参加人員等調査

年度	平成30年度		
	実施回数	参加人員	参加率(%)
徳島県連	7	178	—
徳 島	35	1,682	46.3
阿波麻植	12	327	41.8
阿 南	36	951	74.9
鳴 門	18	523	43.0
脇 町	13	289	72.8
池 田	13	1,358	259.2
合 計	134	5,308	67.8

(1) 法人会が行う講演会・各種研修会の後援、共催、充実支援等

共催：実施なし

後援：経営セミナー・研修会・講演会（主催 徳島法人会）

開催日	会場	講師
5. 24	阿波観光 ホテル	「人間関係を円滑にする！相手の能力を引き出す！傾聴研修」 アビリティセンター(株) 研修インストラクター 小濱 裕子 氏
6. 11	阿波観光 ホテル	「現代の南極観測隊は何を食べ どのように生活しているの？ ～閉鎖空間での人付き合い術 商売への活かし方～」 元南極地域観測隊 越冬調理隊員 篠原 洋一 氏
7. 25	ホテル グランドパレス 徳島	「日本経済と中小企業の展望」 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎 氏
8. 29	ホテル グランドパレス 徳島	午前の部「ワード基礎講座」 午後の部「エクセル基礎講座」 (株)ブレーン 専任講師 中村 和彦 氏
8. 30	ホテル グランドパレス 徳島	午前の部「ワード基礎講座」 午後の部「エクセル基礎講座」 (株)ブレーン 専任講師 中村 和彦 氏
9. 3	ホテル グランドパレス 徳島	「1日でわかる経理入門セミナー」 (有)マスエージェンツ 代表取締役 林 忠史 氏
1. 23	阿波観光 ホテル	「日本経済の今後と地域経済の課題」 エコノミスト、明治大学政治経済学部 准教授 飯田 泰之 氏
2. 6	阿波観光 ホテル	「地方創生とこれからの中小企業を考える」 早稲田大学公共経営大学院 教授 片山 善博 氏
3. 25	阿波観光 ホテル	「もしもの時にも困らない！知っておきたい介護の基礎知識」 日本社会事業大学 非常勤講師 沼田 裕樹 氏

(2) 全法連いちごプロジェクトの情宣と推進

全法連「いちごプロジェクト」(家庭使用電力の15%削減運動)の活動推進のため、パンフレットの配付などについて、県下単位会へ実施依頼を行った。

- ・平成30年 6月「夏のいちごプロジェクト」実施依頼
- ・平成30年11月「冬のいちごプロジェクト」実施依頼

(3) 全法連の助成金運営事務委託事業

- ・平成30年 4月「平成29年度法人会活動支援事業 実績報告書」精査及び報告
- ・平成30年12月「平成31年度法人会活動支援事業 申請書」精査及び報告

法人会が行う公益目的事業の充実に資するため、全国法人会総連合が実施する助成事業（法人会活動支援事業）を円滑に運用するための指導および支援を行った。

助成対象事業は、法人会の定款に記載された事業のうち、次のものである。

- ① 税知識の普及を目的とする事業（助成対象事業1）
- ② 納税意識の高揚を目的とする事業（助成対象事業1）
- ③ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（助成対象事業1）
- ④ 地域企業の健全な発展に資する事業（助成対象事業2）
- ⑤ 地域社会への貢献を目的とする事業（助成対象事業3）

<その他の主要な事業>

法人会の充実発展並びに会員の福利厚生向上や交流支援等の目的達成に向けた事業

1. 法人会の充実発展に資する事業

(1) 法人会の充実発展を目的とする各種会議・委員会の開催、参加

第6回通常総会

平成30年6月26日（火） 会場：阿波観光ホテル 出席者：70名

理事会

第1回理事会 平成30年 5月28日（月） 会場：阿波観光ホテル 出席者：27名

第2回理事会 平成30年10月16日（火） 会場：ホテルグランドパレス徳島 出席者：22名

第3回理事会 平成31年 3月27日（水） 会場：ホテルグランドパレス徳島 出席者：22名

正副会長会議

平成31年 1月25日（金） 会場：ホテルグランドパレス徳島 出席者：12名

委員会

税制委員会

平成30年 6月19日（火） 会場：阿波観光ホテル 出席者：11名

厚生委員会

平成31年 3月15日（金） 会場：阿波観光ホテル 出席者：20名

総務・組織合同委員会

平成30年 9月12日（水） 会場：阿波観光ホテル 出席者：13名

平成31年 3月13日（水） 会場：阿波観光ホテル 出席者：12名

広報・事業研修合同委員会

平成31年 3月 7日（木） 会場：ホテルグランドパレス徳島 出席者：11名

事務局役職員研修会議

平成30年 4月24日（火） 会場：阿波観光ホテル 出席者：11名

平成30年 8月31日(金) 会場:ホテルグランドパレス徳島 出席者:16名
平成30年12月26日(水) 会場:阿波観光ホテル 出席者:16名

(2) 異業種間交流を目的とする各種会議・インターネットセミナーの開催、参加、配信
徳島県法人会青年部会連絡協議会

役員会

平成30年 5月10日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:15名
平成30年12月14日(金) 会場:昴宿よしの 出席者:12名

会員交流会議

平成30年 5月10日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:31名

徳島県法人会女性部会連絡協議会

役員会

平成30年 5月17日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:16名

会員交流会議

平成30年 5月17日(木) 会場:阿波観光ホテル 出席者:35名

インターネットセミナーの配信(2015年6月より)

県下単位会のホームページから24時間無料でセミナーが受講できるシステムを導入しており、平成30年10月からは高画質ハイビジョンサイズに変更されて、より見やすくなった。講演会や研修会でも積極的に広報し、利用促進に努めている。

(3) 組織(会員)増強運動の推進

平成30年10月11日(木)開催「第35回法人会全国大会(鳥取大会)」にて、全国法人会総連合より『会員増強表彰』を受賞した。

イ) 高加入率を長期間維持している県連に対する表彰

・努力賞(加入率50%以上を3年間継続して維持)

徳島県法人会連合会(52.1% 51.4% 50.6%)

ロ) その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

・優秀賞(会員数増加対前年5社以上)

阿南法人会(9社)

ハ) 純増を長期間維持している単位会に対する表彰

・対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

阿南法人会

ニ) 特別表彰(5年ごとの節目には特別表彰を実施)

阿南法人会

(4) 「法人会アンケート調査システム」の普及、活用の促進

会員の意見を集約し、アンケート調査結果を公表し、パブリシティ向上に資するもので、システム登録者を前年比5割以上増加させた。

(5) 企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート、ガイドブックの活用推進
各単位会での税務研修等を通じて情宣活動を展開した。

2. 法人会会員の福利厚生向上に資することを目的とする事業

平成30年10月11日(木)開催「第35回法人会全国大会(鳥取大会)」にて、全国法人会総連
合より『福利厚生制度推進表彰』を受賞した。

イ) その年度において顕著な成果を挙げた県連に対する表彰

- ・大同生命取り扱い分(対前年101%以上)
徳島県法人会連合会(104.2%)
- ・AIG損保取り扱い分(対前年110%以上)
徳島県法人会連合会(114.7%)

ロ) 高成績を長期間維持している県連に対する表彰

- ・対前年100%以上を3年間継続して維持
徳島県法人会連合会(104.3% 101.6% 104.4%)

ハ) その年度において顕著な成果を挙げた単位会に対する表彰

- ・対前年103%以上
阿南法人会(107.4%)
徳島法人会(105.1%)
鳴門法人会(104.2%)
脇町法人会(103.8%)
池田法人会(103.3%)

(1) 会員の福利厚生向上について受託保険会社と協調しその改善充実に取り組んだ。

- ・大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラック生命保険(株)の法人会向け制度商品情報提供等
- ・三井住友海上火災保険(株)「取引信用保険(中小企業向け貸倒保証制度)」ほか、情報提供等

イ) 経営者大型総合保障制度 取扱企業数推進状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	取扱企業数			うち、大同生命保険(株)			うち、AIG損害保険(株)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
徳島	97	78	80.4%	92	64	69.5%	5	14	280.0%
阿波麻植	25	30	120.0%	23	28	121.7%	2	2	100.0%
阿南	24	17	70.8%	22	17	77.2%	2	0	0.0%
鳴門	28	18	64.2%	25	17	68.0%	3	1	33.3%
脇町	10	10	100.0%	9	10	111.1%	1	0	0.0%
池田	12	12	100.0%	11	10	90.9%	1	2	200.0%
合計	196	165	84.1%	182	146	80.2%	14	19	135.7%

(注) 実績は、平成31年3月末現在

ロ) 経営者大型総合保障制度 加入状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	法人会員数 (H30.12.31)	加入企業数	純増企業数	加入率	
				平成30年度	平成29年度
徳島	3,636	618	△9	16.9%	17.0%
阿波麻植	782	160	0	20.4%	20.1%
阿南	1,270	149	3	11.7%	11.5%
鳴門	1,217	168	△3	13.8%	14.0%
脇町	397	59	0	14.8%	14.4%
池田	524	96	△5	18.3%	18.7%
合計	7,826	1,250	△14	15.9%	16.0%

(注) 加入企業数は、平成31年3月末現在

ハ) 経営者大型総合保障制度 新規企業数推進状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	新規企業数			うち、大同生命保険(株)			うち、AIG損害保険(株)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
徳島	25	15	60.0%	23	9	39.1%	2	6	300.0%
阿波麻植	7	7	100.0%	6	5	83.3%	1	2	200.0%
阿南	8	6	75.0%	7	6	85.7%	1	0	0.0%
鳴門	7	4	57.1%	6	3	50.0%	1	1	100.0%
脇町	4	3	75.0%	3	3	100.0%	1	0	0.0%
池田	5	1	20.0%	4	1	25.0%	1	0	0.0%
合計	56	36	64.2%	49	27	55.1%	7	9	128.5%

(注) 達成率は、平成31年3月末現在

二) 経営者大型総合保障制度 役員企業加入状況 (大同生命保険(株)・AIG損害保険(株))

単位会名	役員企業数 (対象外控除後)	加入役員企業数	役員企業加入率	
			平成30年度	平成29年度
徳島	53	37	69.8%	69.3%
阿波麻植	50	37	74.0%	56.0%
阿南	56	40	71.4%	73.2%
鳴門	43	26	60.4%	61.9%
脇町	37	13	35.1%	37.8%
池田	32	23	71.8%	69.6%
合計	271	176	64.9%	62.1%

(注) 加入役員企業数は、平成31年3月末現在

ホ) ビジネスガード 新規企業数推進状況 (AIG 損害保険 (株))

単位会名	目標	実績	達成率
徳島	49	112	228.5%
阿波麻植	8	25	312.5%
阿南	14	20	142.8%
鳴門	14	49	350.0%
脇町	5	13	260.0%
池田	5	11	220.0%
合計	95	230	242.1%

(注) 実績は、平成 31 年 3 月末現在

へ) ビジネスガード 新規契約年換算保険料 (AIG 損害保険 (株))

単位会名	目標	実績	達成率
徳島	181,000	219,867	121.4%
阿波麻植	36,000	48,669	135.1%
阿南	39,000	45,741	117.2%
鳴門	40,000	56,535	141.3%
脇町	21,000	24,545	116.8%
池田	10,000	15,607	156.0%
合計	327,000	410,964	125.6%

(注) 実績は、平成 31 年 3 月末現在 (単位：千円)

ト) がん保険制度 (アフラック生命保険 (株))

会員加入状況

県 順位	全国 順位	単位会名	会員数 (H30.12.31)	加入会員数	加入率	加入会員数
				平成 30 年度		平成 29 年度
1	10	脇町	397	108	27.2%	107
2	43	阿波麻植	782	174	22.2%	178
3	92	池田	524	100	19.0%	114
4	175	鳴門	1,217	195	16.0%	200
5	262	徳島	3,636	519	14.2%	515
6	416	阿南	1,270	128	10.0%	120
合計			7,826	1,224	15.6%	1,234

(注) 実績は平成 31 年 3 月末現在

チ) がん保険制度 〈アフラック生命保険(株)〉

新規契約年換算保険料

単位会名	年間目標 年換算保険料	合計実績 年換算保険料	消化率
徳島	16,875	12,662.9	75.0%
阿波麻植	4,093	5,725.2	139.8%
阿南	2,718	7,452.9	274.2%
鳴門	6,983	4,766.0	68.2%
脇町	3,537	2,543.8	71.9%
池田	1,124	1,443.1	128.3%
合計	35,330	34,593.9	97.9%

(注) 実績は平成30年4月1日～平成31年3月31日 (単位: 千円)

業務執行体制等

平成31年4月23日、次の事項等について、監事による監査を受け、いずれも適正である旨、代表理事に報告があった。

- ・理事及び職員の職務の執行が、法令、定款、諸規定に適合していること。
- ・理事会が、法令、定款及び理事会運営規則に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督していること。
- ・理事の職務執行に係る情報が、理事会運営規則等に基づき、理事会議事録に記録され、その記録の保存・管理が事務処理規程等に基づき適切に保存及び管理されていること。

また、平成31年4月23日、上記の監査結果や監査方法等について、税理士法人アクシスによる外部監査を受け、いずれも適正である旨、代表理事に報告があった。
